



Washington Office of Superintendent of  
**PUBLIC INSTRUCTION**

**学生とその家族のための特別教育手続き上の保護措置の通知**

**2023年**

# 学生とその家族のための特別教育 手続き上の保護措置の通知

個別障害者教育法パートB、連邦法、および特別支援教育を管理する州規則  
に基づく要求事項

2023年8月

**Dr. Tania May**  
特別支援教育担当副教育長

作成者

- 特別支援教育  
[speced@k12.wa.us](mailto:speced@k12.wa.us) | 360-725-6075



Washington Office of Superintendent of  
**PUBLIC INSTRUCTION**

# 目次

一般情報.....	6
手続き上の保護措置に関する通知.....	6
文書による事前通知.....	6
ネイティブランゲージ.....	7
電子メール.....	8
親の同意の定義.....	8
親の同意の要求.....	8
初期評価に関する同意.....	8
被後見人の初期評価に関する特則.....	9
初回サービスに関する親の同意と継続サービスに関する同意の取り消し.....	9
再評価に関する親の同意.....	10
親の同意取得のための妥当な努力の文書化.....	10
その他の同意事項.....	10
独立教育評価.....	11
定義.....	11
親が公費でIEEを受ける権利.....	11
親が主導する評価.....	11
行政法判事（Administrative Law Judge, ALJ）による評価依頼.....	11
地区基準.....	12
情報の機密性 定義.....	12
個人が特定可能.....	12
親へのお知らせ.....	12
アクセス権限.....	13
アクセス記録.....	13
複数の子供に関する記録.....	13
情報の種類と所在の一覧.....	13
料金.....	14
親の要求による記録の修正.....	14
ヒアリングの機会、ヒアリングの手順、およびヒアリングの結果.....	14
個人情報の開示に関する同意について.....	14
個人情報の保護.....	15
情報の破棄、保持、保存.....	15
特別教育紛争解決手続き.....	15
メディエーション.....	15
一般.....	15
調停人の公平性.....	16
調停で成立した合意事項.....	16
特別支援教育コミュニティのクレーム調査とデュー・プロセス・ヒアリングの相違点.....	16
コミュニティからのクレーム処理手順.....	17
クレームの申し出.....	17

クレーム調査.....	17
調査、延長、決定書.....	18
クレーム救済.....	18
特別支援教育コミュニティの苦情とデュープロセス・ヒアリング.....	18
デュープロセス・ヒアリング手順.....	18
一般.....	18
ファイリング.....	19
デュー・プロセス・ヒアリング要求による記録のヒアリング前に必要な通知.....	19
ヒアリング要求の充足性.....	19
ヒアリング要求の修正.....	19
デュー・プロセス・ヒアリングの要求に対する地区の対応.....	20
デュー・プロセス・ヒアリング要求に対する相手方の回答.....	20
モデルフォーム.....	20
デュープロセスヒアリングが行われている間の学生の配置.....	20
解決手順.....	21
解決会議.....	21
解決期間.....	21
30暦日解決期間の調整.....	22
和解契約書.....	22
契約書レビュー期間.....	22
公正なデュープロセスヒアリング.....	23
一般.....	23
行政法判事（ALJ）.....	23
デュー・プロセス・ヒアリングの対象.....	23
ヒアリング依頼のタイムライン.....	23
タイムラインの例外.....	23
ヒアリングの権利.....	24
一般.....	24
追加情報開示.....	24
ヒアリングにおける親の権利.....	24
ヒアリングのタイムラインと利便性.....	24
ヒアリングの結果.....	25
ALJの決定.....	25
コンストラクション関連条項.....	25
デュー・プロセス・ヒアリングの別途請求.....	25
諮問委員会および一般市民への調査結果および決定事項.....	25
最終決定； アピール.....	25
民事訴訟（提訴期限を含む）.....	25
一般.....	25
時間制限を.....	26
追加手順.....	26
コンストラクションのルール.....	26
弁護士費用.....	26

一般.....	26
費用の支払い.....	26
特別支援教育の対象となる生徒のための懲戒手続き.....	27
学校関係者の権限.....	27
ケースごとに判断.....	27
一般.....	28
懲戒退学による配置の変更.....	28
通知.....	28
サービス.....	28
マニフェストの決定.....	29
行動が学生の障害の現れであるとの判断.....	29
追加権限.....	29
特別な事情.....	30
定義.....	30
設定の決定.....	30
プレースメント決定およびマニフェステーション決定に対する不服申し立て（懲戒のための適正手続きヒアリング手続き）.....	30
行政法判事（ALJ）の権限.....	31
デュープロセス・簡略審理中のプレースメント.....	31
特別支援教育および関連サービスの受給資格がまだない生徒の保護.....	31
一般.....	32
学問的事項のための知識の基礎.....	32
例外.....	32
知識の根拠がない場合に適用される条件.....	32
法執行機関および司法当局への照会と措置.....	32
記録の送信.....	33
FAPEが問題となる場合、公立の費用を負担して生徒を私立学校へ保護者が一方的に斡旋する場合の要件.....	33
私立学校手配のための経費.....	33
払い戻しの制限.....	33
リソース.....	37
法的通知.....	37

# 一般情報

2004年障害者教育法（Individuals with Disabilities Education Act、IDEA）は、障害のある生徒の教育に関する法律であり、学校は、障害のある、またはその疑いがある生徒の保護者に対し、IDEA およびU.S.Department of Education Code of Federal Regulations (CFR) に基づいて利用できる権利について十分な説明を含む通知を提供することを義務づけています。The Office of Superintendent of Public Instruction (OSPI) は、特別支援教育の提供に関する州規則を監督しています。この規則は、ワシントン州行政法（Washington Administrative Code、WAC）第392-172A章に記載されています。本書は、U.S.Department of Education モデル、*特殊教育手続き的保護措置* (Notice of Special Education Procedural Safeguards) の通知、2009年6月改訂に準拠しています。

このお知らせは、保護者の方、代理の方、成人の方を対象としています。「あなた」または「親」および「あなたの子供」という表現は、代理の親および成人の生徒にも適用されます。本通知における「学区」または「地区」という表現は、チャータースクール、および教育サービス地区や教育サービス機関などのその他の公的機関を含みます。

特別支援教育サービスおよびこれらの手続き的保護措置に関する追加情報は、地元の学区の特別支援教育担当者、州の保護者研修・情報センター、Partnerships for Action Voices for Empowerment (ワシントン Pave)、または OSPI を通じて入手することができます。OSPIは、[教育長室-特別支援教育担当](#)で、特別教育に関するウェブページを管理しています。OSPIには、プログラム・スーパーバイザーと特殊教育保護者・地域リエゾンがおり、お子さんの特殊教育プログラムに関するご質問をお受けしています。OSPI 特別教育の連絡先は、360-725-6075、OSPI TTY 360-664-3631、又は [OSPI 特別教育 Eメール](#)。

## 手続き上の保護措置に関する通知

### 34 CFR §300.504; WAC 392-172A-05015

この通知のコピーは、毎年1回、また、最初の紹介または評価の要請時、学年度において初めて特別教育地域からの苦情を地区が受けた時、学年度において初めて適正手続き審理の要請を地区が受けた時、配置変更に対応する懲戒処分決定時、および本人の要請があった時に渡されなければなりません。

この *特別支援教育手続き上の保護措置に関する通知* には、公費での私立学校へのお子さんの一方的な配置に関する手続き上の保護措置、特別支援教育コミュニティの苦情手続き、インフォームドコンセント、パート B IDEA 規則のサブパート E に含まれる手続き上の保護措置、パート B IDEA 規則のサブパート F に含まれる情報の秘密保持条項のすべての説明が記載されています。地区は、この通知を使用するか、親に対する *特別教育手続き的保護に関する独自の通知* を作成することができます。

## 文書による事前通知

### 34 CFR §300.503; WAC 392-172A-05010

学区は、子供の特別支援教育プログラムに影響を与える重要な決定について、あなたに書面で情報を提供しなければなりません。これは事前書面通知（Prior Written Notice, PWN）と呼ばれ、会議で決定されたこと、または親からの要請に応じて地区が決定したことを反映させた文書です。地区は、決定後、決定を実行する前に、あなたに事前の書面による通知を送付するこ

とが義務付けられています。これらは、子供の身分証明、評価、配置、または自由で適切な公教育（Free Appropriate Public Education, FAPE）の提供を開始または変更する提案または拒否に関連する決定です。

文書による事前通知は下記を含む必要があります。

- 地区が提案、または拒否していること
- 地区が提案または拒否している理由の説明
- 個別教育プログラム（Individualized Education Program, IEP）チームが検討したその他のオプションと、そのオプションが拒否された理由の説明。
- 行動の根拠となる各評価手順、評価、記録、報告書の記述。
- アクションに関連するその他の要因の説明。
- 初回評価および再評価のために地区が実施する予定の評価手順の説明。
- 親がこのブックレットに記載されている手続き的保護措置によって保護されていることを示す説明。
- この「特別支援教育手続き上の保護措置に関する通知」のブックレットを入手する方法、またはこの「特別支援教育手続き上の保護措置に関する通知」のブックレットが提供されていない場合は、そのコピーを同封する方法、又は
- これらの手続き上の保護措置を理解するための支援を得るための連絡先。

事前に書面で通知される場合の例は、以下の通りです。

- 地区が子供の評価または再評価をしたい、あるいは地区が子供の評価または再評価を拒否している。
- お子様の IEP または配置が変更される。
- あなたが変更を要求したのに、地区は変更を拒否しています。
- 子供が特別教育サービスを受けるための同意を取り消すことを、地区に書面で通知しました。

書面による事前通知は、明らかに実行不可能な場合を除き、一般大衆が理解できる言語で書かれ、母国語または使用するその他のコミュニケーション手段で提供されなければなりません。母国語あるいはその他のコミュニケーション手段が文字言語でない場合、地区は、以下の点を保証するための措置を取らなければなりません。(1) 通知が母国語またはその他の通信手段で口頭またはその他の手段で翻訳されていること。(2) 通知の内容を理解していること(3) (1) および(2)の要件が満たされていることを証明する書面があること。

## 母国語

### 34 CFR §300.29; WAC 392-172A-01120

母国語とは、英語学習者である個人に関して使用される場合、以下のことを意味する:

1. その人が通常使用する言語、又は、子供の場合はその子の親が通常使用する言語。
2. 子供とのすべての直接的な接触（子供の評価を含む）において、子供が家庭や学習環境で通常使用する言葉。

視覚障害者、聴覚障害者または難聴者、または文字のある言語を使用しない人にとって、コミュニケーションの方法は、その人が通常使用するもの（手話、ブレイル、口頭でのコミュニケーションなど）です。

## 電子メール

### 34 CFR §300.505; WAC 392-172A-05020

地区が、保護者に電子メールによる文書の受け取りを選択できるようにしている場合、以下のよう電子メールによる受け取りを選択することができます。

1. 文書による事前通知
2. 特別教育手続き上の保護措置に関する通知、及び
3. デュー・プロセス・ヒアリングの要求に関する通知

## 親の同意の定義

### 34 CFR §300.9; WAC 392-172A-01040

同意とは：

1. 同意を与えている行為に関連するすべての情報について、あなたの母国語またはその他のコミュニケーション手段（手話、ブレイル、口頭など）で十分に説明を受けている；
2. その行動について理解し、書面で同意し、同意にはその行動が記述され、開示される記録（もしあれば）が誰に開示されるかが列挙されている；および
3. この同意がお客様の自発的なものであり、あなたはいつでもこの同意を取り消す（撤回）ことができることを理解することです。

お子さんが特別支援教育サービスを受け始めた後に同意を取り消したい場合は、書面で行う必要があります。あなたが同意を撤回した場合でも、同意を与えた後、撤回する前に開始した行為を否定（取り消し）するものではありません。さらに、学区は、特別教育サービスを受けていることに関する記述を削除するために、お子さんの教育記録を修正（変更）する必要はありません。

## 親の同意 – 要求

### 34 CFR §300.300; WAC 392-172A-02000; WAC 392-172A-03000

#### 初期評価に関する同意

地区は、提案されている評価活動を説明する事前の書面による通知を提供し、書面によるインフォームド・コンセントを得るまでは、特別教育および関連サービスの資格を決定するために、あなたの子供の最初の評価を行うことはできません。お子さんが特別支援教育を受ける資格があるかどうかを判断するための最初の評価について、あなたの学区は、あなたのインフォームド・コンセントを得るために適切な努力をしなければなりません。

初回評価への同意は、地区がお子さんに特別教育および関連サービスの提供を開始することに同意したことを意味するものではありません。また、学区は、お子さんに初めて特別支援教育および関連サービスを提供する場合、あなたから同意を得なければなりません。

お子さんが公立学校に在籍している、または公立学校への入学を希望しているにもかかわらず、同意を提供することを拒否した場合、または必須ではありませんが、初回評価に対する同意を提供するよう求められたにもかかわらず応じなかった場合、この通知で後述するように、地区は調停または適正手続きの審理手続きを用いて同意を得よう試みることができます。このような状況で、あなたの子供の評価を行わないことを選択しても、地区は、あなたの子供の所在を突き止め、特定し、評価する義務に違反することはありません。

## 被後見人の初期評価に関する特則

以下の場合、お子さんが州の被保護者で、あなたと同居していない場合、あなたのお子さんが特別支援教育を受ける資格があるかどうかを判断するための最初の評価について、学区はあなたからの同意を必要としません：

1. 妥当な努力にもかかわらず、地区はあなたを見つけることができない；
2. 親としての権利が州法に従って終了した場合；または
3. 裁判官が教育上の決定権をあなた以外の人に割り当て、その個人が最初の評価に対して同意を提供している。

IDEA で使用される州の被後見人とは、以下のような子供を意味します：

1. 里親に預けられない里子；
2. ワシントン州法に基づき、州の被後見人とみなされる；又は
3. Department of Children, Youth, and Familiesまたは他の州の公的児童福祉機関の管理下にある。

なお、被後見人には、里親のいる里子は含まれません。

## 初回サービスに関する親の同意と継続サービスに関する同意の取り消し

学区は、あなたのインフォームド・コンセントを得るために合理的な努力をしなければならず、あなたの子供に初めて特別教育および関連サービスを提供する前に、あなたのインフォームド・コンセントを書面で得なければなりません。

お子さんが初めて特別教育および関連サービスを受けることに対する同意を提供するためのリクエストに応じない場合、またはそのような同意を拒否する場合、地区は、同意を得ようとするために調停手続きを利用したり、お子さんに特別教育および関連サービスを提供するために行政法判事から裁定を得るための適正手続き審理手続きを利用したりすることはできません。

お子さんが初めて特別な教育や関連サービスを受けることに同意するよう、拒否したり、応じなかったりした場合、地区はお子さんに特別な教育や関連サービスを提供しないことがあります。この状況では、学区は、

1. お子さんにそれらのサービスを提供しなかったからといって、あなたのお子さんに自由で適切な公教育（FAPE）を提供するという義務に違反するものではありません。
2. 同意を求められた特別教育および関連サービスのために、IEP会議を開いたり、お子さんのIEPを作成したりする必要はありません。

お子さんが特別支援教育および関連サービスを受けることに書面で同意し、地区が特別支援教育サービスの提供を開始した場合、お子さんは、以下の期間まで特別支援教育サービスを受ける資格を有します。

1. 再評価され、もはや特別な教育サービスを受ける資格がないことが判明する；
2. 普通高校の卒業証書を授与され、卒業する；
3. 21歳に達している（8月31日以降に21歳になった場合は、学年度末までサービスを受けることができる）、または、
4. 特別教育サービスの継続的な提供に対する同意を撤回する書面を地区に提出する。

地区が特殊教育サービスを開始した後、お客様がサービスの継続的提供に対する同意を書面で撤回した場合、地区は、お子様への特殊教育サービスの提供を停止する前に、妥当な期間内にお客様に書面で事前通知を行わなければなりません。事前の書面による通知には、学区がお子さんへ

のサービス提供を停止する日付が記載され、学区がその旨をお知らせします。

1. お子さんにそれらのサービスを提供しなかったからといって、あなたのお子さんに自由で適切な公教育（FAPE）を提供するという義務に違反するものではありません。
2. 特別教育サービスのさらなる提供のために、IEP 会議を開いたり、お子さんの IEP を作成したりする必要はありません。

地区は、適正手続きを用いて、あなたの書面による撤回を覆したり、調停手続きを用いて、あなたの子供への特別教育サービスの提供を継続することに同意させることはできません。地区がお子さんへの特別教育サービスの提供を停止した後は、お子さんは特別教育サービスを受ける資格がないとみなされ、すべての生徒に適用されるのと同じ要件が適用されることとなります。あなた、または学区を含むあなたのお子さんのことを知る他の人は、あなたがお子さんが特別支援教育を受けることへの同意を取り消した後、いつでもお子さんの初期評価を照会することができます。

## 再評価に関する親の同意

お子さんの再評価の一環として新たなテストを実施する場合、地区が以下を証明できない限り、地区は、お子さんの再評価の前に、あなたのインフォームド・コンセントを得なければなりません：

1. お子さんの再評価について、あなたの同意を得るために合理的な手順を踏んでいる；および
2. あなたからの回答がなかった場合。

お子さんの再評価の一環として新たな検査を受けることに同意しない場合、地区は、あなたからの同意を求めるためにメディテーション手続きを利用したり、お子さんの再評価への同意拒否を覆すために適正手続きのヒアリング手続きを利用して、お子さんの再評価を追求することができますが、その必要はありません。初回評価と同様、地区は、調停または適正手続きによる再評価の実施を拒否しても、IDEAのパートBの義務に違反することはありません。

## 親の同意取得のための妥当な努力の文書化

学校は、初回評価のために本人の同意を得ること、初めて特別支援教育および関連サービスを提供すること、新たなテストを伴う再評価を行うこと、初回評価のために被後見人の保護者を探し出すことなどの合理的努力に関する文書を保持する必要があります。この文書には、以下のような分野における地区の試みの記録が含まれていなければなりません：

1. 電話をかけた、またはかけようとした記録とその結果の詳細；
2. お客様に送付した通信文と受け取ったレスポンスのコピー；および
3. お客様の自宅や職場に訪問した際の詳細な記録とその結果。

## その他の同意事項

地区が以下のことを行う前は、あなたの同意は不要です。

1. お子さんの評価または再評価の一環として、既存のデータを見直すこと；または
2. すべての生徒に実施されるテストや評価を子供に与える。ただし、そのテストや評価を行う前に、すべての生徒の保護者の同意が必要な場合は、この限りではありません。

自費で子供を私立学校に入学させた場合、または子供を自宅で教育している場合、子供の最初の評価または再評価に同意を提供しないか、同意を提供するための要請に応じない場合、地区は、同意を得るためにメディテーション手続きを使用したり、拒否を覆すためにデュープロセスのヒアリング手続きを 使用しない ことができます。また、地区は、お子さんを公平な私立学校サービスを受ける資格があると見なす必要もありません。これは、特別支援教育を受ける資格を持つ

一部の親が配置した私立学校の生徒に提供されているサービスです。

## 独立教育評価

### 34 CFR §300.502; WAC 392-172A-05005

地区が実施した評価に同意できない場合、あなたは、あなたの子供の独立した教育評価（Independent Educational Evaluation, IEE）を取得する権利があります。IEEをリクエストした場合、地区は、どこでIEEを受けることができるか、またIEEに適用される地区の基準についての情報を提供しなければなりません。

## 定義

- **独立した教育評価**（IEE）とは、お子さんの教育を担当する地区に雇用されていない、資格を持った検査官によって行われる評価のことです。
- **公費**とは、地区が評価費用の全額を負担するか、あるいは、評価費用が無料で提供されることを保証することです。

## 親が公費でIEEを受ける権利

地区が実施した子供の評価に同意できない場合、以下の条件に従って、公費で子供のIEEを受ける権利があります。

1. 公費でお子さんの IEE をリクエストされた場合、学校区はリクエストから 15 暦日以内に、**以下のいずれか**を行わなければなりません：(a) 子供に対する評価が適切であること、または取得した子供の評価が地区の基準を満たしていないことを示すために、デュープロセスヒアリングのリクエストを提出する、**または** (b) 公費で IEE を提供することに同意する。
2. 学区がデュープロセスヒアリングをリクエストし、最終的に学区の子供に対する評価が適切であると判断された場合も、IEE を受ける権利がありますが、公費負担ではありません。
3. お子さんの IEE をリクエストした場合、学区は、学区が行う評価にあなたが異議を唱える理由を尋ねるかもしれません。しかし、地区は説明を要求することはできず、公費でお子さんの IEE を提供するか、地区のお子さんの評価を守るためのデュープロセスヒアリングのリクエストを提出することを不当に遅らせてはなりません。

学校区が実施したお子さんの評価に同意できない場合、公費でお子さんのIEEを1回だけリクエストする権利があります。

## 親が主導する評価

公費でお子さんの IEE を取得する場合、または私費で取得した IEE を地区に提供する場合。

1. 地区は、IEE に関する地区の基準を満たしている場合、お子さんへの FAPE の提供に関する決定において、IEE の結果を考慮する必要がある；及び、
2. あなたまたは地区は、あなたの子供に関するデュープロセスのヒアリングで、IEE を証拠として提出することができる。

## 行政法判事（Administrative Law Judge, ALJ）による評価依頼

ALJ がデュープロセス審理の一環としてお子さんの IEE を要求した場合、評価費用は公費負担でなければなりません。

## 地区基準

IEE が公費で行われる場合、評価の場所や試験官の資格など、評価を受ける基準は、地区が評価を開始する際に使用する基準（これらの基準が IEE を受ける権利と矛盾しない範囲）と同じでなければなりません。

上記の場合を除き、地区は、公費で IEE を受けることに関連した条件や期限を課すことはできない。

## 情報の機密性 定義

### 34 CFR §300.611; WAC 392-172A-05180

IDEAは、あなたのお子さんの特別な教育記録に関する権利を与えています。これらの権利は、すべての学生に教育記録の保護を与える法律である家族教育権利・プライバシー法（Family Educational Rights and Privacy Act, FERPA）に基づく権利に加えられます。

情報の機密性という見出しで使用されています。

- **破棄**とは、個人を特定できないように、情報から個人を特定できる情報を物理的に破壊または除去することをいいます。
- **教育記録**とは、34 CFR Part 99（1974 年家族教育権利およびプライバシー法（20 U.S.C.1232g(FERPA)）の施行規則）の「教育記録」の定義に含まれる種類の記録を意味する。
- **参加機関**とは、パート B または IDEA のもとで、個人を特定できる情報を収集、維持、または使用する、あるいは情報を取得する学区、機関、または施設をいいます。

## 個人が特定可能

### 34 CFR §300.32; WAC 392-172A-01140

個人が特定可能情報というのは、下記のものとしします。

1. お子さんのお名前、親としてのお名前、または他のご家族のお名前。
2. お子さんの住所
3. お子さんの社会保障番号や学生番号などの個人を特定できるもの、または
4. 個人的特徴または合理的な確実性をもってお子さんを識別することが可能なその他の情報のリスト。

## 親へのお知らせ

### 34 CFR §300.612; WAC 392-172A-05185

OSPIは、以下の情報を含む個人を特定できる情報の機密性について、その規則を通じて十分にお知らせします：

1. 要請に応じて、この「特別支援教育手続き上の保護措置に関する通知」を含む、州のモデル書式を多言語および代替形式で利用できること；
2. 州の苦情、適正手続きによる聴聞の要請と決定、監視、セーフティネット申請、調停契約、補助金評価の実績を通じて、OSPIが収集・保持する個人特定可能な情報の説明；個人を特定できる情報は、保護者や成人の生徒が情報公開に同意しない限り、他の機関や情報を求める個人と情報を共有する前に削除される；

3. 個人を特定できる情報の保管、第三者への開示、保存、破棄に関して地区が従わなければならない方針と手続きの概要；および
4. 家族教育権利・プライバシー法（FERPA）およびその施行規則（34 CFR Part 99）に基づく権利など、この情報に関する保護者および学生のすべての権利の説明。

州全体にわたる主要な特定、位置、または評価活動（「child find」とも呼ばれる）の前に、特別教育 および関連サービスを必要とする子供の位置を特定、識別、評価する活動を州内の保護者に知らせるに足る部数の新聞に掲載、またはその他の媒体で発表、あるいはその両方を行わなければなりません。

## アクセス権限

### 34 CFR §300.613-617; WAC 392-172A-05190-05210

あなたには、IDEA のパート B に基づき、学区が収集、維持、または使用するあなたの子供の教育記録を閲覧し、見直す権利があります。地区は、不必要な遅滞なく、IEP に関する会議、または公平なデュープロセス審理（懲罰に関する決議会議または特別教育デュープロセス審理を含む）の前に、またいかなる場合も、要請から 45 暦日以上経過してから、あなたの子供に関するあらゆる教育記録の検査と閲覧の要請に応じなければなりません。

教育記録を閲覧する権利には、以下の点が含まれます：

1. 記録に関する説明や解釈を求めるあなたの合理的な要求に対して、地区からレスポンスをうける権利；
2. 記録のコピーを受け取らなければ、効果的に記録を検査、検討できない場合、学区にそのコピーを提供するようリクエストする権利；および
3. あなたの代理人が記録を検査し、確認する権利。

地区は、後見人、別居、離婚などの事柄について適用される州法に基づき、あなたには権限がないと助言されない限り、あなたには子供に関する記録を点検し、確認する権限があると見なします。

## アクセス記録

各学校区は、IDEA パート B の下で収集、維持、または使用される教育記録にアクセスした当事者の記録を、当事者の名前、アクセスが与えられた日付、および当事者がその記録の使用を許可された目的を含めて、保管しなければなりません。学区は、保護者または学区の権限を与えられた従業員のために、このアクセス記録を保持する必要はありません。

## 複数の子供に関する記録

教育記録に複数の生徒に関する情報が含まれている場合、あなたには、自分の子供に関連する情報のみを閲覧および検討する権利、または地区が他の生徒に関する個人を特定できる情報を漏らさずにその情報を示すことができない場合、その情報について知らされる権利があります。

## 情報の種類と所在の一覧

リクエストした場合、学区は、学区が収集、維持、または使用する教育記録の種類と場所のリストを提供しなければなりません。

## 料金

学区は、IDEAのパートBの下であなたのために作成された記録のコピーに対して、手数料を課すことができますが、その手数料によって、これらの記録を検査し確認する権利の行使が事実上妨げられない場合に限ります。IDEAに基づく情報の検索や取得に手数料を請求することはできません。

## 親の要求による記録の修正

### 34 CFR §300.618–§300.621; WAC 392-172A-05215

IDEAの下で収集、維持、または使用されるお子さんに関する教育記録の情報が不正確、誤解を招く、またはお子さんのプライバシーやその他の権利を侵害していると思われる場合は、情報を変更するよう地区に要請することができます。

地区は、リクエストを受けてから合理的な期間内に、お客様の要請にしたがって情報を変更するかどうかを決定しなければなりません。

## ヒアリングの機会、ヒアリングの手順、およびヒアリングの結果

学区があなたのリクエストに従って情報を変更することを拒否した場合、学区はその決定をあなたに通知し、学区による聴聞を受ける権利についてあなたに通知しなければなりません。

あなたは、あなたの子供の教育記録にある情報が不正確であったり、誤解を招いたり、あるいはあなたの子供のプライバシーやその他の権利を侵害するものでないことを確認するために、聴聞をリクエストする権利があります。教育記録の情報を唱えるための聴聞は、FERPAに基づく地区の聴聞手続きに従って実施されなければなりません。これは、特別教育デュープロセス審理ではありません。

ヒアリングの結果、情報が不正確である、誤解を招く、あるいは学生のプライバシーやその他の権利を侵害すると地区が判断した場合、それに応じて情報を変更し、その変更内容を書面で通知する必要があります。

ヒアリングの結果、情報が不正確、誤解を招く、あるいはお子さんのプライバシーやその他の権利を侵害するものではないと判断した場合、地区には、お子さんの教育記録に情報に対するコメントや地区の決定に同意できない理由を記載する権利があることを通知しなければなりません。

お子さんの記録に声明文を入れることを選択した場合、その声明文には以下の内容が必要です：

1. 記録または争点となる部分が維持される限り、お子さんの記録の一部として地区が維持しなければなりません；および
2. 地区があなたの子供の記録または異議申し立てのあった部分を第三者に開示する場合、このステートメントもその当事者に開示されなければなりません。

## 個人情報の開示に関する同意

### 34 CFR §300.622; WAC 392-172A-05225

個人を特定できる情報を他者に開示する場合は、FERPAの下で保護者の同意なしにお子さんの教育記録に含まれる情報の開示が許可されている場合を除き、事前に書面による同意を得る必要があります。一般に、IDEAのパートBの要件を満たす目的で、個人を特定できる情報が参加機関の職員に開示される場合、お客様の同意は必要ありません。ただし、個人を特定できる情報を、移行サービスを提供または支払う参加機関の職員に開示する前に、あなたの同意、またはお子さん

が成年に達している場合はお子さんの同意を得る必要があります。さらに、お子さんが私立学校に通う場合、私立学校がある地区の関係者とお子さんの居住地区の関係者の間で、お子さんに関する個人を特定できる情報を公開する前に、お住まいの地区でお子さんの入学を予定していない場合、同意を得る必要があります。

## 個人情報保護

### 34 CFR §300.623; WAC 392-172A-05230

学区は、収集、保管、開示、破棄の各段階において、個人を特定できる情報の機密性を保護しなければなりません。学区の役員1名が、個人を特定できる情報の機密性を確保する責任を負わなければならない。個人を特定できる情報を収集または使用するすべての人は、IDEA のパート B および FERPA に基づく守秘義務に関する研修または指導を受けなければならない。

各学区は、個人を特定できる情報にアクセスできる庁内の職員の氏名と役職の最新リストを、一般の閲覧に供するために維持しなければなりません。

## 情報の破棄、保持、保存

### 34 CFR §300.624; WAC 392-172A-05235

収集、維持、または使用された個人を特定できる情報が、お子さんに教育サービスを提供するために必要でなくなった場合、学区はあなたに通知する必要があります。

不要になった場合は、リクエストにより破棄しなければなりません。ただし、お子さんの氏名、住所、電話番号、成績、出席記録、出席クラス、修了学年、修了年度の記録は、期限を定めずに永久保存することができます。

記録保持に関する州法は、Revised Code of Washington (RCW) 第40.14条に記載されています。地区が記録を保持しなければならない期間に関する手続きは、Washington Secretary of State, Division of Archives and Records Management によって公表されています。

## 特別教育紛争解決手続き

お子さんの特別支援教育プログラムのすべての側面において、あなたは重要な参加者です。この関わりは、お子さんの最初の紹介の時点から始まります。あなたと地区は、お子さんの特別教育プログラムに影響する意見の相違を解決するために協力するよう奨励されています。あなたと学区の意見の相違を解決できない場合、より正式な紛争解決方法を利用することができます。これらのオプションは、調停、地域社会の苦情、公平なデュープロセス審理です。

## メディエーション

### 34 CFR § 300.506; WAC 392-172A-05060–05075

#### 一般

メディエーションサービスは、あなたの子供の識別、評価、教育的配置、および FAPE の提供に関わる問題を解決するために、あなたまたは地区が無料で利用でき、デュープロセス審理が要求された場合はいつでも利用できます。メディエーションは任意であり、適正手続き審問を受ける権利や、IDEA のパート B で与えられているその他の権利を否定したり、遅らせたりするために使用することはできません。メディエーションセッションは、あなたと地区の都合のよい場所で、適

時にスケジュールされます。

主要言語が英語でない場合、またはリクエストされたときに他のコミュニケーションモードを使用する場合、明らかに実行不可能でない限り、メディエーションを利用することができます。

学区は、メディエーション手続きを利用しないことを選択した保護者に、都合のよい時間と場所で、利害関係のない当事者と面会する機会を提供する手続きを、以下の点を考慮して策定することができます：

1. 適切な裁判外紛争解決機関、または州内の親研修・情報センター、地域親リソースセンターと契約している者；および
2. 誰がメディエーション手続の利点について説明し、その利用を促しますか？

## 調停人の公平性

調停は、資格を持ち、公平で、効果的な調停手法の訓練を受けた個人によって行われます。また、その人物は、特別教育および関連サービスの提供に関連する法律や規制の知識を持っていないべきではありません。OSPIは外部機関と契約し、メディエーションを実施しています。メディエーターリストを管理する機関です。メディエーターは、無作為、輪番制、またはその他の公平な基準で割り当てられます。メディエーターは、(1) OSPI、地区、またはメディエーションプロセスの対象となる児童に直接サービスを提供している他の州機関の職員であってはならない。(2) 個人的または職業上の利害関係を有してはならない。メディエーションセッションは、あなたと地区の都合のよい場所で、適時にスケジュールされます。

## 調停で成立した合意事項

あなたと地区が合意に達した場合、あなたと法的拘束力のある合意を結ぶ権限を持つ地区の代表者が署名した調停合意書に記録する必要があります。メディエーションセッションでの話し合いは機密事項であり、適正手続きのためのヒアリングや連邦裁判所またはワシントン州裁判所の民事訴訟において証拠として使用されることはありません。上記のことは、契約書において明記されなければなりません。ただし、メディエーション合意そのものは証拠として使用することができます。メディエーション合意は、法的拘束力があり、管轄権を有する州裁判所または米国連邦地方裁判所において執行可能です。

## 特別支援教育コミュニティのクレーム調査とデュー・プロセス・ヒアリングの相違点

IDEA の Part B の規則では、州からのクレーム（コミュニティ・クレーム）と適正手続き審理の手順が異なっています。学区、OSPI、またはその他の公的機関が Part B の要件、34 CFR パート 300 に含まれる連邦規則、または IDEA の Part B を実施する州規則に違反したと主張する個人または組織は、OSPI にコミュニティのクレームを提出することができます。コミュニティ・クレームは、クレームを申し立てた人、およびクレームに対応する学区やその他の機関から提供された違反に関する情報に基づいて、OSPI が調査します。コミュニティ・クレームは、違反の疑いから 1 年以内に提出する必要があります。

デュープロセスヒアリングリクエストは、お子さんの識別、評価、教育的配置、またはお子さんへの無償で適切な公教育（FAPE）の提供に関連する問題について、あなたまたはあなたの学区によってのみ行うことができます。デュープロセスヒアリングは、州の独立機関である行政審問所に所属する行政法判事（ALJ）によって行われます。デュープロセスヒアリングでは、一般的に、証人の証言や証拠の提出が行われます。デュープロセスヒアリングのリクエストは、違反の

疑いから2年以内に行わなければなりません（虚偽の陳述または情報の隠蔽に関するいくつかの例外を除きます）。

コミュニティからのクレームとデュープロセスヒアリングのスケジュールと手続きは、以下の通りです。

## コミュニティからのクレーム処理手順

### 34 CFR §§300.151–300.153; WAC 392-172A-05025–05045

OSPIには、州のクレーム解決のための手順がある。手続きは州の規則に記載され、州のクレームに関する情報はウェブサイトで管理されています。

あなた、個人、または組織が、地区、OSPI、または IDEA が管轄するその他の教育機関が IDEA のパート B、パート B を実施する規則、または対応する州の規則に違反していると考えられる場合、公教育長室（OSPI）の特殊教育部門（PO Box 47200, Olympia, WA 98504-7200）に書面によるクレームを申し立てることができます。あなたは、クレームの相手である地区またはその他の機関に、クレーム内容のコピーを提供しなければなりません。

## クレームの申し出

クレーム書面には、あなた、またはクレームを提出する個人または組織が署名し、以下の情報を含める必要があります：

- 地区またはその他の機関が、IDEA のパート B、パート B を実施する規則、対応する州法または規則の要件に違反しているというステートメント、または地区またはその他の機関が調停または解決協定を実施していないというステートメント；
- 地区やその他の機関の名前と住所；
- 生徒の氏名、クレームが生徒固有のものである場合、その生徒がホームレスの場合は連絡先；
- 生徒が通う学校の名前；
- 具体的な事実を伴う問題点の説明；
- クレームを提出した時点で、この情報が知られており、利用可能である範囲での問題の解決案；および
- お名前、ご住所、お電話番号

違反は、上記の要件を満たすクレームを OSPI が受理した日から**1年以上前**に発生したものであってはならない。

OSPIは、クレームを提出するために使用できるモデルフォームを作成しました。このフォームは、[OSPI – Special Education – File a Community Complaint – Frequently asked questions and request forms](#) ウェブページで使用可能です。このフォームの使用は必須ではありません。

## クレーム調査

OSPI は、クレームを受け取ってから 60 暦日以内に調査を行い、書面による決定を下さなければならないが、期間の延長が正当化される場合はこの限りではない。60 日の間に、OSPI は、(1) 地区に対し、クレームに対する回答を提供するよう要求する；(2) クレームの申し立てについて、あなたまたは申立人に追加情報を提出する機会を与える；(3) OSPI が必要と判断した場合、独立し

た現地調査を実施することができる。又は(4)すべての関連情報を検討し、地区または他の機関が IDEA のパート B に関連する要件に違反しているかどうかについて独自の判断を下す。

## 調査、延長、決定書

60 暦日の期限は、以下の場合にのみ延長することができます。(1) 特定のクレームに関して例外的な状況が存在する場合、または(2) あなたと学区が自発的に、調停または代替的な紛争解決方法を通じてクレームを解決する期間を延長することに書面で合意した場合。

決定書は、あなたまたはクレームを申し立てた人、および学区に送付されます。決定書では、それぞれの申し立てに対応します。それぞれの申し立てについて、決定書には、事実の発見、結論、決定の理由、および違反が発生した場合に苦情を解決するために必要と考えられる合理的な是正措置が記載されます。

## クレーム救済

OSPI がクレーム処理により違反または適切なサービスの提供を怠ったと判断した場合、その判断は以下の通りである。

1. サービスの拒否を是正する方法（適切な場合、金銭的な払い戻しや学生のニーズに合ったその他の是正措置を与えることを含む）。
2. すべての生徒に対する特別教育サービスの適切な将来の提供。

## 特別支援教育コミュニティの苦情とデュープロセス・ヒアリング

コミュニティからのクレームがデュープロセスヒアリングの対象でもある場合、またはクレームが複数の問題を含み、それらの問題の一つ以上がデュープロセスヒアリングの一部である場合、OSPI はデュープロセスヒアリングで取り上げられているクレームの部分をヒアリングが終了するまで保留（調査しない）しなければなりません。デュープロセスヒアリングに含まれないクレームの問題は、クレームのタイムライン内で解決されなければなりません。

クレームで提起された問題が、以前に同じ当事者を含むデュープロセスヒアリングで決定されている場合、ヒアリングの決定は拘束力を持ち、OSPI はその問題を調査しない可能性があることを申立人に通知しなければなりません。

OSPI は、地区が適正手続きの決定を実施しなかったと主張するクレームを解決しなければならなりません。

## デュープロセス・ヒアリング手順

**34 CFR §§300.507-300.513; WAC 392-172A-05080-05125**

### 一般

あなたまたは学区は、お子さんの身元確認、評価、教育的配置、またはお子さんへの FAPE の提供に関連するいかなる事柄についても、デュープロセスヒアリングを要求することができます。地区は、デュープロセスヒアリングの要請があった場合、あるいはあなたがこの情報を要求した場合、その地域で利用できる無料または低料金の法律およびその他の関連サービスについて知らせなければなりません。デュープロセスのヒアリング手続きにおいて、「あなた」には、あなたが弁護士を雇っている場合、あなたの弁護士が含まれ、「地区」には、地区が弁護士を代理している場合、地区の弁護士が含まれます。

## ファイリング

ヒアリングを要請するには、あなたまたは地区が、相手側にデュープロセス・ヒアリングのリクエストを提出する必要があります。その要求には、以下に示すすべての内容が含まれていなければならない、機密を保持しなければなりません。

あなたまたは地区のどちらかが請求を行った場合、OSPIの被指名人である行政審問局（Office of Administrative Hearings, OAH）にも、以下の住所で聴聞請求の写しを提出しなければなりません。

Office of Administrative Hearings  
600 University Street, Suite 1500  
Seattle, WA 98101-3126  
ファックス：206-587-5135

デュー・プロセス・ヒアリングは下記を含む必要があります。

1. 生徒名
2. 生徒の居住地住所;
3. 生徒の学校名 ;
4. 生徒がホームレスの子供または青少年の場合、その生徒の連絡先 ;
5. 問題の性質に関する説明（問題に関連する事実を含む）、および
6. その時点であなたまたは地区が知っており、利用できる範囲での問題解決案。

## デュー・プロセス・ヒアリング要求による記録のヒアリング前に必要な通知

あなたまたは地区が相手方にデュープロセスヒアリングの要請を送達し、上記の情報を含む要請のコピーをOAHに提供するまで、デュープロセスヒアリングを受けることはできません。

## ヒアリング要求の充足性

デュープロセスヒアリングの要請を進めるためには、それが十分なものであると見なされる必要があります。十分とは、上記の「提出」の項に記載された要求内容を満たしていることを意味します。デュープロセスヒアリングの要請を受けた当事者が、15暦日以内に、デュープロセスヒアリングの要請が十分でないとする旨をALJ及び相手方当事者に書面で通知しない限り、デュープロセスヒアリング要請は十分であるとみなされます。

不十分であるという通知を受け取ってから5暦日以内に、ALJは、デュープロセスヒアリングの要請が上記の要件を満たしているかどうかを決定し、直ちにあなたと地区に書面で通知しなければなりません。

## ヒアリング要求の修正

お客様または地区は、以下の場合に限り、聴聞の要請を変更することができます：

1. 相手側が変更を書面で承認し、以下に説明する解決会議（親であるあなたがデュープロセスヒアリングを要求した場合）を通じて、ヒアリング要求を解決する機会が与えられる；または
2. デュープロセスヒアリングが始まる5日前までに、ヒアリングオフィサーは変更の許可を出します。

あなたがヒアリングを要求する当事者で、デュープロセスヒアリングの要求を変更した場合、解決会議のスケジュールと解決のための期間（参照：解決プロセス）は、修正された要求を提出した日、またはALJが要求を許可した日から再び開始されます。

## デュー・プロセス・ヒアリングの要求に対する地区の対応

地区が、あなたのデュープロセス審問の要求に含まれる主題に関して、*事前書面通知*の見出しの下に記載されているように、あなたに事前書面通知を送付していない場合、地区は、デュープロセス審問の要求を受け取ってから10暦日以内に、以下を含む回答をあなたに送付しなければなりません。

1. デュープロセス・ヒアリングのリクエストで提起された措置を地区が提案または拒否した理由についての説明。
2. お子さんの IEP チームが検討した他の選択肢と、それらの選択肢が却下された理由の説明。
3. 提案された、あるいは拒否された措置の根拠として地区が使用した各評価手順、評価、記録、報告書の説明。
4. 地区が提案または拒否した措置に関連するその他の要因の説明。

地区は、上記の1~4の情報を提供しても、デュープロセスヒアリングの要求が不十分であると主張する場合があります。

## デュー・プロセス・ヒアリング要求に対する相手方の回答

「懲戒のデュープロセスヒアリング手続き」の項で説明した懲戒のための迅速なデュープロセスヒアリングを除き、デュープロセスヒアリングの要請を受けた当事者は、要請を受けてから10暦日以内に、要請の問題に具体的に対処した回答を相手側に送らなければなりません。いずれの当事者も、デュープロセスヒアリングの要求が不十分であることを主張することができます。

## モデルフォーム

### 34 CFR §300.509; WAC 392-172A-05085

OSPIは、デュープロセスヒアリングの要請を行う際に役立つデュープロセスヒアリング要請書の雛形を作成しました。本フォームは次のパスで入手可能です：[OSPI – Special Education – Request a Due Process Hearing – Frequently asked questions and request forms ウェブページ](#)。

このフォームの使用は必須ではありません。ただし、デュープロセスヒアリングの請求に必要な情報がすべて含まれていない場合、デュープロセスヒアリングを受ける権利が否定されたり、遅延したりすることがあります。また、地区の特別教育課でヒアリングリクエストのコピーを入手することもできます。

## デュープロセスヒアリングが行われている間の学生の配置

### 34 CFR §300.518; WAC 392-172A-05125

特別支援教育を受ける資格がある生徒のための懲罰手続きという見出しで以下に規定されている場合を除き、デュープロセスヒアリングの要請が相手方に送られた後、解決手続き期間中、公平なデュープロセスヒアリングまたは ALJ の決定に対する控訴に関わる法廷手続きの決定を待つ間、あなたと地区の合意がなければ、あなたの子供は現在の教育場所に留まる必要があります。

デュープロセス手続き中の生徒の状態は、IEP チームが必要に応じて、または必要に応じて会議を開くことを禁止するものではありません。IEP チームは、それらの変更に異論がない限り、生徒の IEP を更新し、実施することができます。

デュープロセスヒアリングの要請が、公立学校への最初の入学申請に関するものである場合、お子さんは、あなたの同意を得て、そのような手続きがすべて完了するまで、通常の公立学校のプログラムに参加させなければなりません。

デュープロセスヒアリングの要請が、IDEA のパートCによるサービスから IDEA のパートB への移行中で、お子さんが3歳になったためパートCのサービスを受ける資格がなくなったお子さんの、IDEA のパートBによる初期サービスの提供を伴う場合、地区は、お子さんが受けていたパートCサービスを提供しなくてもよいとされています。お子さんが IDEA のパート B の資格を有すると判断され、お子さんが初めて特別教育および関連サービスを受けることに同意した場合、手続きの結果が出るまで、地区は、あなたと地区の間で争いのない特別教育および関連サービスを提供しなければなりません。

ALJ が、配置の変更が適切であるという決定を下した場合、配置に関するその決定は、適正手続きの決定に対する裁判の控訴中、配置に関するあなたと学区の間の合意として扱われなければなりません。

## 解決手順

### 34 CFR §300.510; WAC 392-172A-05090

#### 解決会議

あなたが地区および OAH にデュープロセスヒアリングの要請を提出してから 15 日以内に、地区は、あなたと、あなたのデュープロセスヒアリングの要請で特定された事実を具体的に知っている IEP チームの関連メンバーまたはメンバーとの会議を招集する必要があります。この会議は、あなたと地区が調停に合意するか、解決会議を放棄することに合意しない限り、デュープロセスのヒアリングのタイムラインが始まる前に行われなければなりません。会議:

1. 地区を代表して意思決定を行う権限を持つ地区の代表者を含まなければならない：および
2. 弁護士を同伴しない限り、地区の弁護士を含めることはできません。

この会合の目的は、デュープロセスヒアリングの要請とその根拠となる事実についてあなたが話し合い、地区が紛争を解決する機会を持つことです。あなたと地区は、解決会議に出席する IEP チームの関係者を決定します。

以下の場合、決議会議は不要です：

1. あなたと地区が、面談を放棄することに書面で合意する；または
2. あなたと地区が、メディテーションの見出しの下に説明されているように、メディテーション・プロセスを利用することに同意する。

#### 解決期間

あなたがデュープロセスヒアリングの要求を地区と OAH に提供してから30暦日以内に、地区があなたの満足するようにデュープロセスヒアリングの要求を解決しない場合、デュープロセスヒアリングが行われる可能性があります。

最終決定のための45暦日スケジュールは、30暦日の決議期間の終了時に開始されますが、以下に述べるように、30暦日の決議期間中に行われた調整については、一定の例外があります。

あなたと地区の両方が、解決プロセスの放棄または調停の利用に合意していない限り、あなたが解決会議に参加しないと、解決プロセスおよび適正手続きのためのヒアリングのスケジュールが、あなたが会議への参加に合意するまで遅れることになります。

地区が合理的な努力をし、その努力を文書化しても、解決会議への参加を得られない場合、地区は、30暦日の解決期間の終了時に、ALJがあなたのデュープロセスヒアリングの要求を却下するよう要請することができます。学区は、解決会議のために、相互に合意した時間と場所を手配する試みを文書化しなければなりません。記録には、以下のような試みが含まれています：

1. 電話をかけた、またはかけようとした記録とその結果の詳細；
2. お客様に送付した通信文と受け取ったレスポンスのコピー；および
3. お客様の自宅や職場に訪問した際の詳細な記録とその結果。

地区は、あなたが地区とOAHにあなたのデュープロセスの聴聞要求を提供してから15暦日以内に解決会議を開催していない場合、または地区は解決会議に参加しない、あなたは45暦日のデュープロセスの公聴会のタイムラインを開始することを命ずるためにALJを求めることができます。

## 30暦日解決期間の調整

あなたと地区が解決会議を放棄することに書面で合意した場合、デュープロセスヒアリングの45暦日のスケジュールは、翌日から開始されます。

メディエーションまたは解決会議の開始後、30暦日の解決期間の終了前に、あなたと地区が合意は不可能であると書面で合意した場合、翌日からデュープロセスヒアリングの45暦日のタイムラインが開始されます。

あなたと地区がメディエーションプロセスを使用することに同意したが、まだ合意に達していない場合、30暦日の解決期間の終了時に、両当事者は合意に達するまでメディエーションを継続することに書面で同意することができます。しかし、あなたまたは地区のいずれかがメディエーションプロセスから撤退した場合、デュープロセスヒアリングのための45暦日のタイムラインは、次の日に開始されます。

## 和解契約書

解決会議で紛争が解決された場合、お客様と地区は、以下の点を網羅した法的拘束力のある合意書を締結する必要があります。

1. あなた、および地区を拘束する権限を持つ地区の代表者が署名すること。
2. 管轄権を有するワシントン州の上級裁判所または米国の地方裁判所において強制執行可能。

## 契約書レビュー期間

解決会議の後、あなたと地区が合意を結んだ場合、あなたと地区の双方が合意書に署名した時点から3営業日以内に、あなたまたは地区のいずれかが合意書を無効にすることができます。

# 公正なデュープロセスヒアリング

## 34 CFR §300.511; WAC 392-172A-05080; WAC 192-172A-05090-05100; WAC 392-172A-05160

### 一般

デュープロセスヒアリングのリクエストがあった場合、あなたまたは紛争に関与する地区は、必ず公平なデュープロセスヒアリングの機会を得なければなりません。

### 行政法判事 (ALJ)

審問は、行政審問局 (OAH) に雇用された、資格のある独立したALJによって行われます。

最低でも、ALJ は下記の条件を満たします：

1. OSPI または児童の教育やケアに関わる地区の職員であってはならない。ただし、ALJ として勤務するために機関より報酬を受けるという理由だけでは、その人は機関の従業員ではありません。
2. ヒアリングにおける ALJ の客観性に抵触する個人的または職業上の利害関係を有してはならない。
3. IDEAの規定、IDEA に関連する連邦および州の規制、連邦および州の裁判所によるIDEAの法的解釈について、知識があり理解していなければならない；および
4. 適切かつ標準的な法律実務に則った審問を実施し、決定を下すための知識と能力を有していなければならない。

OSPI は、ALJ として活動する人々のリストを保持しており、そこには各人の資格に関する記述も含まれています。

### デュー・プロセス・ヒアリングの対象

デュープロセスヒアリングを要求した当事者は、相手方の同意がない限り、デュープロセスヒアリングの要求で扱われていない問題をデュープロセスヒアリングで提起することはできません。

### ヒアリング依頼のタイムライン

あなたまたは地区は、デュープロセスのヒアリング要請を、あなたまたは地区がヒアリング要請で取り上げられた問題について知った日、または知るべきであった日から2年以内に提出する必要があります。

### タイムラインの例外

上記のタイムラインは、以下の理由によりお客様がデュープロセスヒアリングの要求を提出することができなかった場合には適用されません：

1. 地区は、あなたが聴聞請求で提起している問題や課題を解決したと明確に偽っていた、又は
2. 地区は、IDEA のパート B のもとであなたに提供することが義務付けられている情報を、あなたから差し控えた。

# ヒアリングの権利

## に34 CFR §300.512; WAC 392-172A-05100

### 一般

デュープロセスヒアリング（懲戒手続きに関連するヒアリングを含む）において、自分自身を代理する権利があります。あなたと学区は、デュープロセスヒアリング（懲戒手続きに関連するヒアリングを含む）の当事者として、以下の権利を有します。

1. 弁護士を代理人とし、障害のある生徒の問題に関して特別な知識または訓練を受けた者が同行し、助言を与えること。
2. 証拠を提示し、証人と対決し、反対尋問を行い、証人の出席を要求する。
3. ヒアリングの少なくとも5営業日前までに相手方に開示されていない証拠のヒアリングでの提出を禁止すること。
4. ヒアリングの記録（書面、または任意で電子媒体）を入手すること、及び、
5. 事実の調査結果および決定事項を書面または任意で電子データで入手すること。

### 追加情報開示

デュープロセスのヒアリングの少なくとも5営業日前に、あなたと地区は、その日までに完了したすべての評価と、あなたまたは地区がヒアリングで使用する予定のそれらの評価に基づく勧告を互いに開示しなければなりません。

ALJは、この要件に従わない当事者が、他の当事者の同意なしに、関連する評価または勧告を聴聞会で紹介することを阻止することができます。

### ヒアリングにおける親の権利

下の権利が与えられていなければなりません。

1. お子さまに同席してもらう。
2. ヒアリングを一般に公開する、又は
3. ヒアリングの記録、事実の調査結果、および決定書を無料で提供することができます。

### ヒアリングのタイムラインと利便性

## 34 CFR §300.515; WAC 392-172-05110

30暦日の決議会議期間終了後45暦日以内、または調整後の決議期間終了後45暦日以内：

1. ヒアリングで最終的な判断が下されること；および
2. 決定書の写しが、各当事者に郵送される。

ALJは、いずれかの当事者の要請により、上記の45暦日を超える特定の時間延長を認めることができる。

各審問は、あなたとあなたの子供にとって合理的に便利な時間と場所で実施されなければなりません。

## ヒアリングの結果

### 34 CFR § 300.513; WAC 392-172-05100-05105

#### ALJの決定

お子さんが無償で適切な公教育（FAPE）を受けたかどうかに関する ALJ の決定は、実質的な根拠に基づくものでなければなりません。

地区が手続き上の違反をしたとあなたが主張する公聴会では、手続き上の不備がある場合に限り、ALJ は、あなたの子供が FAPE を受けなかったと認定することができます。

1. FAPE を受けるお子様の権利を妨害した；
2. お子さんへの FAPE の提供に関する意思決定過程に参加する機会を著しく阻害した；又は
3. 教育上の利益の剥奪を引き起こした。

#### コンストラクション関連条項

ALJ が FAPE 違反を認めない場合でも、ALJ は、IDEA のパート B に基づく連邦規則（34 CFR §300.500～300.536）の手続き的保護手段の項の要件を遵守するよう地区に命じることができます。

#### デュー・プロセス・ヒアリングの別途請求

既に提出されたデュープロセスヒアリング要求とは別の問題について、別途デュープロセスヒアリング要求を提出することができます。

#### 諮問委員会および一般市民への調査結果および決定事項

OSPI は、個人を特定できる情報を削除し、さらに以下を行います：

1. ワシントン州の特別教育諮問委員会（SEAC）にデュープロセスヒアリングの結果および決定を提供する；および
2. その結果および決定事項を一般に公開する。

## 最終決定； アピール

### 34 CFR §300.514; WAC 392-172A-05115

デュープロセスヒアリング（懲戒手続きに関するヒアリングを含む）で下された決定は、ヒアリングに関与した当事者（あなたまたは地区）のいずれかが、以下に示すように民事訴訟を起こすことで決定に不服がない限り、最終的なものとなります。

#### 民事訴訟（提訴期限を含む）

### 34 CFR §300.516; WAC 392-172A-05115

#### 一般

いずれかの当事者がデュープロセスヒアリング（懲戒手続きに関するヒアリングを含む）の調査結果および決定に同意しない場合、その当事者はデュープロセスヒアリングの対象となった事柄に関して民事訴訟を提起する権利を有します。訴訟は、管轄権を有する州裁判所（この種の訴訟を審理する権限を有する州裁判所）または米国連邦地方裁判所に提起することができます。米国の連邦地方裁判所は、IDEA のパートBの下で起こされた訴訟について、係争中の金額に関係なく判

決を下す権限を有しています。

## 時間制限を

訴訟を起こす当事者は、ALJの決定の日から**90** 暦日以内に民事訴訟を提起することができます。

## 追加手順

いかなる民事訴訟においても、裁判所は以下のことを行います：

1. 行政手続きの記録を受ける。
2. あなたの要請または地区の要請により、追加の証拠を聴取する。
3. 証拠の優位性に基づいて決定し、裁判所が適切と判断する救済を与える。

## コンストラクションのルール

IDEAのパートBのいかなる部分も、米国憲法、1990年米国障害者法、1973年リハビリテーション法第5章（504項）、または障害を持つ生徒の権利を保護するその他の連邦法の下で利用可能な権利、手続き、および救済を制限または抑制するものではない。ただし、これらの法律に基づき民事訴訟を提起し、IDEAのパートBにも基づく救済を求める場合、IDEAのパートBに基づき訴訟を提起する場合に必要とされるのと同じ程度まで、上記のデュープロセスヒアリングの手続きを尽くさなければなりません。つまり、IDEAの救済措置と重複する他の法律の救済措置がある場合もありますが、一般的に、他の法律の救済措置を受けるには、直接裁判を起こす前に、まずIDEAの救済措置を受けるための公平なデュープロセスヒアリングの手続きを行う必要があるということです。

## 弁護士費用

### 34 CFR §300.517; WAC 392-172A-05120

#### 一般

お客様が民事訴訟で勝訴（勝訴）し、弁護士が代理人となった場合、裁判所は、その裁量により、合理的な弁護士費用をお客様に対する費用の一部として授与することができます。

IDEAのパートBに基づき提起された訴訟または手続きにおいて、弁護士が以下を行った場合、裁判所はその裁量で、勝訴した学区またはOSPIに費用の一部として妥当な弁護士費用を授与し、弁護士が支払うことができます：(a) 法廷が軽薄、不合理、または根拠がないと判断したクレームまたは裁判を起こした場合、**又は**、(b) 訴訟が明らかに軽薄、不合理、または無根拠になった後も、訴訟を継続した；または

IDEAのパートBに基づいて起こされた訴訟または手続きにおいて、デュープロセスヒアリングまたはその後の裁判の要請が、嫌がらせ、不必要な遅延、または訴訟または手続きの費用の不必要な増加など、不適切な目的で提示された場合、裁判所はその裁量で、勝訴した学区またはOSPIに費用の一部として妥当な弁護士費用を授与し、あなたまたはあなたの弁護士によって支払ってもらうことができます。

#### 費用の支払い

弁護士費用は、提供されたサービスの種類と質に対して、訴訟または審理が行われた地域社会で一般的な料金に基づかなければなりません。授与される手数料の計算には、ボーナスや乗数を使用することはできません。

弁護士報酬は、IDEA のパートBに基づく訴訟または訴訟手続において、以下の場合、和解の書面による申し出の後に行われたサービスに対して与えられることはなく、関連費用は払い戻されないことがあります：

1. この申し出は、連邦民事訴訟規則の第 68 条に規定された期間内、またはデュープロセスヒアリングや州レベルのレビューの場合は、手続開始の 10 暦日以上前にいつでも行うことができる；
2. 10 暦日以内にオファーが受諾されない場合；および
3. 裁判所または ALJ が、あなたによって最終的に得られた救済が和解の申し出よりもあなたに有利でないと判断する。

これらの制限にもかかわらず、あなたが勝訴し、あなたが和解提案を拒否することに実質的に正当化された場合、裁判所はあなたに弁護士費用と関連費用を授与することができます。

弁護士費用は、会議が行政手続きまたは裁判の結果として開催された場合を除き、IEP チームのいかなる会議に関しても授与されません。

デュープロセスのヒアリング手続きの下で要求される決議会議は、行政ヒアリングや裁判の結果として招集された会議とはみなされず、また、これらの弁護士費用規定の目的上も行政ヒアリングや裁判とはみなされません。

以下の場合、裁判所は、IDEA のパートBの下で与えられる弁護士費用の金額を適宜減額することができます：

1. あなた、またはあなたの弁護士が、訴訟または手続きの過程で、紛争の最終的な解決を不当に遅らせた；
2. 他に認められる弁護士報酬の額は、合理的に類似した技術、評判および経験を有する弁護士による同様のサービスに対する地域社会で一般的な時間給を不当に超えている；
3. 費やされた時間および提供された法的サービスは、訴訟または手続の性質を考慮すると過度である；または
4. 代理人である弁護士が、デュープロセスヒアリングのリクエストの見出しに記載されているように、デュープロセス要請通知書の適切な情報を地区に提供しなかった。

ただし、州または学区が訴訟または手続きの最終解決を不当に遅らせたと裁判所が判断した場合、またはIDEAのパートBの手続き的保護規定に基づく違反があった場合、裁判所は費用を減額することはできません。

## 特別支援教育の対象となる生徒のための懲戒手続き

お子さんが懲戒処分を受けた場合、特別な教育的保護が与えられます。これらの保護は、すべての生徒に適用される懲戒手続きに加えて行われるものです。これらの保護は、地区がその生徒が特別支援教育を受ける資格があることを知るべきであった場合、まだ特別支援教育を受ける資格がないと判断されていない生徒にも適用されます。

## 学校関係者の権限

### 34 CFR §300.530; WAC 392-172A-05145

#### ケースごとに判断

学校の職員は、生徒の行動規範に違反したお子さんに対して、懲戒に関する以下の要件に従って行われる配置転換（下記の懲戒退学による配置転換の定義を参照）が適切かどうかを判断する際

に、あらゆる固有の状況を個別に検討することができます。

## 一般

特別支援教育を受けていない生徒に対してもそのような措置を取る限り、学校関係者は、生徒が生徒行動規範に違反した場合、連続して **10登校日** を超えない範囲で、現在の居場所から適切な暫定的代替教育環境、別の環境に追い出す、または停学処分にすることができます。学校関係者は、同じ学年の別の非行に対して、連続 **10登校日** 以内の追加的な退学を課すこともできます。ただし、これらの退学が配置転換にあたらぬ場合に限ります（下記の定義は、*懲戒退学による配置転換*を参照）。

## 懲戒退学による配置の変更

### 34 CFR §300.536; WAC 392-172A-05146-05155

以下の場合、お子さんが現在の教育的配置から離れることは、**配置の変更**にあたります。

1. 連続して10登校日以上学校に通わない場合、または
2. あなたの子供は以下の理由により、パターン化する一連の出席停止処分を受けている：
  - a. 一連の出席停止処分が1学期に合計10登校日以上である；
  - b. お子さんの行動が、一連の出席停止処分につながった過去の事件での行動と実質的に類似している； および
  - c. さらに、各出席停止処分の期間、お子さんが連れ去られた期間の合計、出席停止処分の期間の近さなどの要因も考慮されます。

学区は、退去のパターンが配置の変更にあたるかどうかをケースバイケースで判断し、あなたによって異議が唱えられた場合、適正手続きと司法手続きによる審査を受けることになります。

## 通知

地区は、生徒の行動規範の違反を理由に、あなたの子供の配置を変更する退去を決定した日に、その決定をあなたに通知し、*特別教育手続き上の保護措置に関する通知*を提供する必要があります。

## サービス

地区は、お子さんがその学年の **10 登校日以内** に現在の居場所から退去した場合、特別教育サービスを受けていない生徒で、同様に退去した生徒にサービスを提供することが義務付けられています。一般教育規律に関する規則では、停学、退学、または緊急退学の間、学校区は、お子さんが一般教育カリキュラムに参加し続け、地区の教育基準を満たし、教科、学年、卒業要件を満たすことができるよう、教育サービスを受ける機会を提供しなければならないと規定しています（WAC 392-400-610）。

お子さんが現在の配置から退去した場合、提供しなければならないサービスは、暫定的な代替教育環境で提供することができます。

お子さんが現在の配置から **10登校日以上** 離脱した場合、以下を行わなければなりません：

1. お子さんが、別の環境ではあるが一般教育カリキュラムに参加し続け、IEP で定められた目標の達成に向けて前進できるよう、教育サービスを受け続けること；および
2. お子さんの行動が障害の現れであった場合、必要に応じて、機能的行動評価、および行動違反が二度と起こらないように対処するための行動介入サービスや修正を受けなければならない。

お子さんが同じ学年の間に **10 登校日間**現在の配置から退出した後、現在の退出が連続して **10 登校日間以内**であり、退出が配置変更と判断されない場合（上記の定義を参照）、学校関係者は、お子さんの少なくとも1名の教師と相談しながら、別の環境ではあるが一般教育カリキュラムへの参加を継続し、お子さんの IEP で定められた目標達成に向けて進展できるようにするためのサービスがどの程度必要かを判断することになります。

退去が配置の変更（上記の定義参照）である場合、お子さんの IEP チームは、別の環境ではあるが、一般教育カリキュラムへの参加を継続し、IEP で定められた目標の達成に向けて前進できるように、適切なサービスを決定します。

## マニフェストの決定

生徒の行動規範の違反を理由にお子さんの配置を変更する（懲戒退学による配置の変更を参照）決定から **10 登校日**以内に、地区、およびあなたと地区が決定した IEP チームの関連メンバーは、お子さんのファイルにあるすべての関連情報（IEP、教師の観察、およびあなたが提供した関連情報など）を確認して判断しなければなりません。

1. 問題の行為がお子様の障害に起因する、または直接かつ実質的な関係があった場合、または
2. 問題となった行為が、地区がお子さんのIEPを実施しなかったことが直接の原因である場合。

あなたを含むお子さんのIEPチームの関連メンバーが、これらの条件のいずれかが満たされていると判断した場合、その行為はお子さんの障害の現れであると判断されなければならないのです。

上記のグループが、問題の行為が地区の IEP の不履行の直接的な結果であると判断した場合、地区は、それらの不備を是正するために直ちに行動を起こさなければなりません。

## 行動が学生の障害の現れであるとの判断

あなたを含むこのグループが、その行為がお子さんの障害の現れであると判断した場合、IEP チームは以下のいずれかを行わなければなりません：

1. 機能的行動評価を実施する（ただし、地区が配置変更の原因となった行動が起こる前に機能的行動評価を実施していた場合を除く）、およびお子さんの行動介入計画を実施する；または
2. すでに行動介入計画が作成されている場合は、行動介入計画を見直し、お子さんの行動に対応できるよう、必要に応じて修正する。

以下の「特別な状況」の小見出しに記載されている場合を除き、地区は、あなたと地区が行動介入計画の修正の一環として配置を変更することに合意しない限り、お子さんを退去させた配置に戻さなければなりません。

## 追加権限

生徒の行動規範に違反する行為がお子さんの障害の現れではなく（上記の「現れの判断」を参照）、懲戒処分の変更が連続して**10登校日**を超える場合、学校職員は、特別教育サービスを受けていない生徒と同じ方法、同じ期間、お子さんに懲戒手続きを適用することができます。お子さんの IEP チームは、このような状況にあるお子さんへのサービスのために、暫定的な代替教育環境を決定します。

## 特別な事情

学校関係者は、以下の場合、お子さんの行動が障害の現れであるかどうかにかかわらず、お子さんを暫定的な代替教育環境（生徒の IEP チームが決定）に、最大 45 学校日間、退去させることができます：

1. 凶器（以下の定義を参照）を学校に持ち込んだり、学校、学校の敷地内、または地区の管轄下にある学校行事で凶器を所持していること；
2. 学校、学校の敷地内、または地区の管轄下にある学校行事において、違法薬物（以下の定義を参照）を故意に所持または使用したり、規制薬物（以下の定義を参照）の販売または勧誘を行ったりすること；または
3. 学校、学校の敷地内、または地区の管轄下にある学校行事において、他人に深刻な身体的傷害（以下の定義を参照）を負わせたことがある。

## 定義

- **規制薬物**とは、規制薬物法（21 U.S.C. 812(c)）第 202 条（c）のスケジュール I、II、III、IV、または V で特定される薬物またはその他の物質を指します。
- **違法薬物**とは、規制薬物を意味しますが、認可を受けた医療従事者の監督下で合法的に所持または使用されている規制薬物、あるいは同法または連邦法の他の規定に基づく他の権限下で合法的に所持または使用されている規制薬物は含まれません。
- **重傷**とは、以下のような**身体的な傷害**を伴うものをいいます。死亡の実質的危険性；激しい肉体的苦痛、長期にわたる明白な醜状、または身体的構成要素、器官または機能の長期にわたる喪失もしくは障害。
- **凶器**とは、死または重傷を引き起こすために使用される、または容易に発生する可能性のある、生物または無生物の武器、装置、器具、材料、または物質を意味します。ただし、そのような用語には、長さが 2.5 インチ未満のものは除外します。

## 設定の決定

### 34 CFR § 300.531; WAC 392-172A-05145; WAC 392-172A-05149

IEP チームは、**配置の変更**である出席停止処分、および上記の**追加権限**と**特別な状況**の名目における出席停止処分について、暫定的な代替教育環境を決定しなければなりません。

## プレースメント決定およびマニフェステーション決定に対する異議申し立て（懲戒のためのデュープロセスヒアリングの手続ききき）

### 34 CFR § 300.532; WAC 392-172A-05160

以下に同意できない場合、デュープロセスヒアリングの要求を提出することができます。

1. 本規定に基づき行われた配置に関する決定、または、
2. 上記の顕在化判定。

地区は、お子さんの現在の配置を維持することが、お子さんや他の人に傷害を与える可能性がかなり高いと判断した場合、デュープロセスヒアリングの要請を提出することができます。

デュープロセスヒアリングの申請に関する詳細については、**デュープロセスヒアリングの手続き**をご覧ください。

## 行政法判事（ALJ）の権限

ALJは、デュープロセスヒアリングを実施し、決定を下す必要があります。ALJは以下を行う場合があります：

1. 出席停止処分が**学校関係者の権限**の名目で記載されている要件に違反していると判断した場合、またはお子さんの行動が障害の現れであると判断した場合、お子さんを出席停止処分が出された施設に戻す；または、
2. お子様の現在の居場所を維持することが、お子様または他者への傷害につながる可能性が高いとALJが判断した場合、45登校日を超えない範囲で、適切な暫定的代替教育環境へお子様の居場所を変更するよう命じます。

地区が、お子さんを元の場所に戻すと、お子さんや他の人が傷つく可能性が高いと判断した場合、これらの聴聞手続きを繰り返すことができます。

あなたまたは地区がデュープロセス審問を要請する場合、その要請は、以下を除き、デュープロセス審問要請手続きおよび**デュープロセス審問の見出しの下に記載された要件を満たす必要がありません**。

1. デュープロセスヒアリングは迅速に行われ、ヒアリングが要求された日から**20登校日以内**に行われなければなりません。ALJは、ヒアリング後**10登校日以内**に決定を出さなければなりません。
2. あなたと地区が会議を放棄することに書面で同意するか、または調停を使用することに同意しない限り、解決会議は、あなたがOAHと地区にデュープロセスヒアリングの要求を提出した日から**7暦日以内**に発生しなければなりません。デュープロセスヒアリングの要請を受けてから**15暦日以内**に、両当事者が満足するように問題が解決されない限り、ヒアリングを進めることができます。

あなたまたは学区は、懲戒処分のない特別支援教育デュープロセス審理での決定を争うのと同じように、迅速なデュープロセス審理での決定を争って民事訴訟を起こすことができます（上記の**最終決定**；**抗議**を参照してください）。

## デュープロセス・早期ヒヤリング中の配置

### 34 CFR §300.533; WAC 392-172A-05165

あなたまたは地区が懲戒問題に関連するデュープロセスヒアリングの要請を行った場合、あなたと地区が別の取り決めに合意しない限り、あなたの子供は、ヒアリング担当者の決定まで、または**学校関係者の権限**の名目で説明されている解任期間が満了するまで、どちらか先に発生した方の暫定代替教育施設に留まらなければなりません。

## 特別支援教育および関連サービスの受給資格がまだない生徒の保護

### 34 CFR §300.534; WAC 392-172A-05170

## 一般

あなたの子供が特別教育および関連サービスの資格を有すると決定されておらず、生徒の行動規範に違反した場合、懲戒処分をもたらした行動が起こる前に、あなたの子供が評価され、特別教育サービスの資格を有すると決定されるべきだったことを地区が知っていたと判断されれば、あなたの子供の手続的保護を主張することができます。

## 学問的事項のための知識の基礎

懲戒処分の原因となった行動が起こる前に、地区は、あなたの子供が特別支援教育の対象であることを知ったものとみなさなければなりません：

1. 学区の監督者または管理者、あるいはお子さんの教師に、お子さんが特別支援教育および関連サービスを必要としているという懸念を文書で表明された；
2. IDEAのパートBに基づく特別教育および関連サービスの受給資格に関連する評価を依頼した；または
3. お子さんの担任教師、または地区の他の職員が、お子さんが示す行動パターンについて、地区の特別教育責任者、または地区の他の監督職員に直接、具体的な懸念を表明した。

## 例外

以下の場合、地区がそのような知識を有しているとはみなされません。

1. あなたの子供の評価を許可しなかった、または特別教育サービスを拒否した。
2. あなたのお子さんは、評価され、特別な教育サービスを受ける資格がないと判断されました。

## 知識の根拠がない場合に適用される条件

地区が、あなたの子供が特別支援教育を受ける資格があることを知らない場合、あなたの子供に対する懲戒処分を行う前に、上記の「懲戒事項のための知識の根拠」および「例外」の小見出しで述べたように、あなたの子供は、同じ種類の行動に従事した特別支援教育を受けていない生徒に適用される懲戒処分を受けることがあります。

ただし、懲戒処分を受けている期間中に、あなたまたは地区があなたの子供の評価を要求した場合、評価は迅速に実施されなければなりません。

評価が完了するまでは、お子様は学校当局が決定した教育的配置に留まり、教育サービスを受けずに停学または退学となることもあります。

地区が実施した評価からの情報、およびあなたから提供された情報を考慮し、お子さんに特別教育サービスの資格があると判断された場合、地区はお子さんに特別教育および関連サービスを提供し、上記の懲戒要件に従わなければなりません。

## 法執行機関および司法当局への照会と措置

### 34 CFR §300.535; WAC 392-172A-05175

IDEAのパートBは、以下のようなものに応じません：

1. 特別支援教育を受ける資格を持つあなたの子供が犯した犯罪を、学区が適切な当局に報告することを禁止する；または、
2. あなたの子供が犯した犯罪に対する連邦法および州法の適用に関して、州の法執行機関および司法当局がその責任を行使するのを阻止する。

## 記録の送信

地区があなたの子供による犯罪を報告する場合、地区は以下を考慮する必要があります：

1. お子様の特別教育および懲戒記録のコピーが、犯罪の報告先である当局による検討のために送信されることを確認しなければならない；および
2. FERPA で許可されている範囲に限り、お子様の特別教育および懲戒記録のコピーを送信することができる。

## FAPE が問題となる場合、公立の費用で生徒を親が一方的に私立学校に入れるための要件

### CFR § 300.148; WAC 392-172A-04115

学区がお子さんにFAPEを提供できないと考え、学区の同意なしにお子さんを私立学校に入学させる場合、学区から私立学校への払い戻しを要求するために、特定の手順を踏まなければなりません。

## 私立学校手配のための経費

お子さんが以前、学区から特別教育および関連サービスを受けていた場合、学区の同意や紹介なしに、私立の幼稚園、小学校、または中学校への入学を選択した場合、裁判所またはALJは、学区が入学前に適時にお子さんにFAPEを提供できておらず、私立の配置が適切であると判断すれば、その入学の費用を学校に返済するよう要求することができます。裁判所またはALJは、配置が、地区が提供する教育に適用される州の基準を満たしていない場合でも、配置が適切であると判断することができます。

## 払い戻しの制限

前項の弁済費用は、以下の場合、減額または拒否されることがあります。

1. もし (a) お子さんを公立学校から退学させる前に出席した直近の IEP 会議において、お子さんに FAPE を提供するために地区が提案した配置を拒否することを IEP チームに知らせず、懸念事項や公費で私立学校に入学させる意図を述べなかった、または (b) お子さんを公立学校から退学する前に少なくとも 10 営業日（営業日にあたる休日も含む）、地区にその情報を書面で通知しなかった。
2. 公立学校からお子さんを退学させる前に、地区がお子さんを評価する意図（適切かつ妥当な評価の目的の記述を含む）を事前に書面で通知したにもかかわらず、お子さんを評価に参加させなかった場合、または、
3. あなたの行動が不合理であると裁判所が判断した場合。

ただし、償還コストは、

1. 以下の場合、通知を行わなかったことを理由に減額または拒否されることはない。(a) 学校が通知を行うことを妨げた場合、または (b) 上記の通知を行う責任についての通知を受けなかった場合、又は、
2. 以下の場合、裁判所またはALJの裁量で、必要な通知を行わなかったことを理由に減額または拒否されない場合があります：(a) お客様が英語を読み書きができない、または書けない場合、または (b) 上記の要件に従うと、お子様に深刻な精神的危害が及ぶ可能性が高い場合。

# リソース

手続き的保護措置について質問がある場合は、学区または OSPI に連絡して、追加情報を入手してください。

OSPI

PO Box 47200

Olympia, WA 98504

360-725-6075

[speced@k12.wa.us](mailto:speced@k12.wa.us)

[OSPI - Special Education - Families ウェブページ](#)

[OSPI - Special Education - Families ウェブページ](#)

ワシントン州の特別教育サービスについては、以下の公的機関が詳しい情報を提供している場合があります。

[Partnerships for Action Voices for Empowerment \(PAVE\)](#)

6316 South 12th Street

Tacoma, WA 98465

(800) 5-PARENT (v/tty)

電子メール [pave@wapave.org](mailto:pave@wapave.org)

ホームページ : [Partnerships for Action Voices for Empowerment \(PAVE\)](#)

# 法的通知



特に断りのない限り、[ワシントン州教育省](#)によるこの作品は[クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの下でライセンス](#)されています。すべてのロゴと商標は、それぞれの所有者に帰属します。フェアユース法（17 U.S.C. § 107）に基づき使用される箇所をマークしています。

ユーザー許可のレベルが異なる代替マテリアルのライセンスは、マテリアルの特定のコンテンツの横に明確に表示されています。

このリソースには、第三者が運営するウェブサイトへのリンクが含まれている場合があります。これらのリンクは、便宜のためにのみ提供されており、OSPIによる承認または監視を構成または示唆するものではありません。

本作品を翻案する場合は、実質的な変更点に留意し、タイトルを変更し、ワシントン州公共教育監督局のロゴを削除してください。以下の属性を提供する：

「この資料は、Office of Superintendent of Public Instructionが提供するオリジナル資料をもとに作成されています。元のOSPI資料が次でアクセス可能：[OSPI – Special Education](#)。

OSPIは、性別、人種、信条、宗教、肌の色、国籍、年齢、名誉除隊者や軍籍、性別の表現やアイデンティティを含む性的指向、感覚・精神・身体障害の有無、障害者による訓練済みドッグガイドやサービス動物の使用による差別なしに、すべてのプログラムおよびサービスに平等にアクセスできるようにします。差別の疑いに関する質問および苦情は、以下の住所のエクイティおよび公民権ディレクターまでお願いします。360-725-6162 又は P.O Box 47200 Olympia, WA 98504-7200.

PDFにて資料が次のパスでアクセス可能：[OSPI – Special Education – Procedural Safeguards](#). この資料は、ご要望に応じて代替フォーマットで提供します。リソース・センター問合せ先：888-595-3276, TTY 360-664-3631. 次のドキュメント番号を参照することで、より迅速なサービスを受けることができます: 22-0005。



**ESTD**  
**1889**

---

すべての生徒が、中等教育後の進路、キャリア、市民  
活動への準備をする。



Washington Office of Superintendent of  
**PUBLIC INSTRUCTION**

**Chris Reykdal** | 州監督局  
教育総監部

Old Capitol Building | P.O. Box 47200  
Olympia, WA 98504-7200